

公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款第45条第4項の規定により、秦野市スポーツ協会事務局職員の給料、報酬及び手当の支給方法等について必要な事項を定める。

(給与)

第2条 職員の給与は、給料及び次の諸手当とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当に相当する手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 管理職手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

2 職員の給与は、秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号)及びこれに基づく諸規則(以下「秦野市条例等」という。)の規定の例により支給する。ただし、給料は、第4条第2項の規定により支給し、管理職手当の支給額、期末手当及び勤勉手当の支給率は、会長が別に定めることができる。

3 事務局長の給与は、公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局長の給与等に関する要綱に基づき支給する。

(初任給、昇給及び昇格)

第3条 職員の初任給、昇給及び昇格の基準については秦野市条例等の規定の例による。ただし、職員の昇給日は、毎年4月1日とする。

2 前項の場合において、会長は、公益財団法人秦野市スポーツ協会職員就業規程(以下「職員就業規程」という。)第2条に規定する常勤職員(以下「常勤職員」という。)について別に基準を定めることができる。

(標準的職務及び給料表)

第4条 職員の職務は、その責任の度合に基づき職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務は、次の表のとおりとする。

給料表（別表）					
級	5級	4級	3級	2級	1級
職務内容	事務局長の職務	次長の職務	主任主事の職務	主事の職務	主事補の職務

2 給料は、前項で規定する標準的職務の分類による給料表（別表）に定めるところによる。ただし、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以降の給料は会長が別に定める。

（退職手当）

第5条 常勤職員（第2条第3項に規定する事務局長を除く。）が退職したとき又は解雇（職員就業規程第42条第4号に規定する懲戒解雇を除く。）されたときは、退職手当を支給する。

2 退職手当に関する事項については、秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の例による。

（平均賃金）

第6条 この規程において「平均賃金」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）で定められている諸手当又は補償等の算定の基準となる金額をいう。

2 平均賃金の算定については、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその職員に対し支給した給与の総額を、その期間総日数で除した金額とする。ただし、その金額は労働基準法第12条第1項ただし書の規定によって計算した金額以上とする。

（非常時払）

第7条 会長は、職員から出産、疾病、災害その他労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）で定める非常の場合の費用に充てるために請求があった場合においては、給与支給期日前であっても、既往の勤務に対する給料を支給する。

（休業手当）

第8条 職員が自己の責に帰すべき事由によらないで休業した場合、会長は休業期間中当該職員にその平均賃金の100分の60以上を休業手当として支給する。

（非常勤職員の給与）

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、就業規程第2条に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第18条までに定めるところによる。ただし、事務局長については、第2条第3項の規定による。

2 非常勤職員の給与は、報酬、時間外勤務手当及び期末手当とし、秦野市条例等の会計年度任用職員を規定する例により支給する。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（非常勤職員の基準月額）

第10条 非常勤職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、その非常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が秦野市条例等に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、その非常勤職員の職務の級及び号給に応じて、秦野市条例等に定める給料月額に、100分の6を加算した額とする。

2 前項の職務の級は、秦野市条例等の規定する例により、その非常勤職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた基準となる職務に基づき分類し、その号給は、秦野市条例等で定める基準の例に従い、会長が決定する。

（経験を有する非常勤職員の号給）

第11条 前条の規定の適用を受ける非常勤職員のうち非常勤職員として、同一の職種の経験を有する者の号給は、秦野市条例等の規定の例による。

（非常勤職員の報酬）

第12条 非常勤職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 時間額で報酬を定める非常勤職員 その職員の基準月額に12を乗じて得た額を、その職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数から秦野市条例等で定める時間数を減じて得た数で除して得た額（以下「1時間報酬額」という。）

(2) 日額で報酬を定める非常勤職員 1時間報酬額にその職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(3) 月額で報酬を定める非常勤職員 1時間報酬額にその職員について定められた1か月当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

（非常勤職員の報酬の支給方法）

第13条 月額で報酬を定める非常勤職員の報酬の支給については、常勤職

員の支給方法に準用する。

- 2 時間額又は日額で報酬を定める非常勤職員の報酬は、その者の勤務した時間数又は日数に応じて、その勤務した月の翌月の16日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）に支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、支給日を繰り上げることができる。

（非常勤職員の報酬の減額）

第14条 月額で報酬を定める非常勤職員が、その職員について定められた勤務時間（以下「既定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、その勤務しない日が次に掲げる日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

- (1) 休日
- (2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した非常勤職員のその代休日
- (3) 有給の休暇を取得した日
- (4) その他会長が報酬を減額しないで勤務しないことを認めた日

- 2 日額で報酬を定める非常勤職員が既定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない日が前項第3号又は第4号に規定する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

（非常勤職員の時間外勤務に係る報酬）

第15条 既定の勤務時間を超えて勤務することを命じられた非常勤職員には、その既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において秦野市条例等で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加えた割合）を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、その勤務した日における既定の勤務時間と既定の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、1時間報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125）を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振らない日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の既定の勤務時間（以下この項において「割り振

り変更前の既定の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた非常勤職員には、割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において秦野市条例等で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、非常勤職員が割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の既定の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務については、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間

(第1項ただし書の規定により支給される時間を除く。)の合計が1か月当たり60時間を超えた非常勤職員には、その60時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の規定により報酬を支給される時間(同項ただし書の規定により支給される時間を除く。) 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175)

(2) 第2項の規定により報酬を支給される時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50(非常勤職員の休日勤務に係る報酬)

第16条 休日において既定の勤務時間中に勤務することを命じられた非常勤職員には、その既定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた非常勤職員のその勤務に対しては、支給しない。

(非常勤職員の夜間勤務に係る報酬)

第17条 既定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125を乗じて得た額の報酬を支給する。

(非常勤職員の期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期が6か月以上の非常勤職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。）に秦野市条例等で定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで非常勤用職員として任用され、同日の翌日に引き続き非常勤職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上であるときは、在職する任期が6か月以上の非常勤用職員とみなす。非常勤職員の期末手当は、秦野市給与条例等の規定により支給する。

(非常勤職員の通勤に係る費用弁償)

第19条 非常勤職員の通勤に係る費用弁償は秦野市条例等の例により支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法等は、秦野市条例等の規定の例による。

(給与からの控除)

第20条 会長は、職員に給与を支給する際、その給与から雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等の定期に徴収する被保険者負担金を控除することができる。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員就業規程の一部改正)
- 2 公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局職員就業規程の一部を次のように改正する。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	154,500	180,000	228,400	248,900	267,700
2	155,700	181,300	230,100	250,900	269,200
3	156,900	182,600	231,800	252,900	271,000
4	158,100	183,900	233,500	254,900	272,700
5	159,300	185,000	235,100	256,800	274,500
6	160,500	186,300	236,700	258,200	276,300
7	161,800	187,500	238,300	259,600	278,300
8	163,000	188,700	239,900	261,100	280,200
9	164,400	189,900	241,500	262,700	282,200
10	165,900	191,100	243,100	264,400	284,100
11	167,500	192,300	244,500	266,000	286,000
12	168,900	193,400	246,200	267,600	287,900
13	170,500	194,600	247,700	269,400	289,700
14	172,100	195,800	249,500	271,200	291,200
15	173,300	197,000	251,100	272,900	292,600
16	174,800	198,100	252,600	274,600	294,400
17	176,500	199,200	254,100	276,200	296,400
18	177,900	200,400	255,300	277,900	298,500
19	179,100	201,800	256,300	279,700	300,500
20	180,600	203,200	257,400	281,200	302,400
21	181,800	204,400	258,300	282,400	304,500
22	183,100	205,800	259,300	284,100	306,500
23	184,300	207,200	260,400	285,700	308,600
24	185,500	208,600	261,300	287,400	310,300
25	186,400	210,000	262,200	289,000	312,400
26	187,800	211,400	262,900	290,700	314,400

27	189,200	212,800	263,800	292,500	316,400
28	190,400	214,200	264,700	294,300	318,100
29	191,900	215,400	265,700	295,800	320,100
30	193,200	217,000	266,700	297,500	322,200
31	194,800	218,700	267,600	299,000	324,300
32	196,300	220,200	268,500	300,600	325,500
33	197,500	221,700	269,400	302,200	327,500
34	198,500	223,200	270,500	303,900	329,400
35	199,400	224,700	271,500	305,500	331,500
36	200,300	226,300	272,300	307,200	333,400
37	201,300	227,800	273,200	308,100	335,300
38	202,600	229,600	274,100	309,600	337,300
39	203,900	231,200	275,100	311,100	339,200
40	205,000	233,000	275,900	312,700	341,100
41	206,200	234,600	276,500	314,300	343,000
42	207,300	235,600	277,300	315,900	344,800
43	208,400	236,500	278,200	317,500	346,700
44	209,300	237,400	279,100	319,000	348,200
45	210,500	238,300	280,000	320,500	349,600
46	211,500	239,500	281,100	321,700	351,100
47	212,700	240,800	282,100	322,900	352,600
48	213,600	242,000	283,100	324,100	354,200
49	214,800	242,800	283,800	324,800	355,000
50	216,000	244,000	284,700	325,700	356,200
51	217,100	245,200	285,600	326,500	357,200
52	218,600	246,300	286,700	327,300	358,100
53	219,500	247,400	287,300	328,200	359,200
54	220,500	248,400	288,200	328,600	360,100
55	221,300	249,500	289,100	329,300	361,200
56	222,400	250,500	290,000	330,100	362,100
57	223,500	251,600	290,600	330,900	362,800
58	224,500	252,500	291,600	331,600	363,500

59	225,500	253,500	292,600	332,300	364,200
60	226,400	254,500	293,500	333,000	364,600
61	227,300	255,500	294,200	333,500	365,200
62	228,000	256,700	295,100	334,100	365,900
63	228,900	257,600	296,000	334,600	366,600
64	229,500	258,900	296,900	335,200	366,900
65	230,100	259,600	297,600	335,500	367,600
66	231,200	260,600	298,200	336,000	368,300
67	232,400	261,700	298,900	336,400	369,000
68	233,600	262,600	299,700	336,900	369,300
69	234,700	263,700	300,300	337,300	369,900
70	235,800	264,700	301,100	337,800	370,600
71	237,000	265,800	301,800	338,300	371,200
72	238,300	266,500	302,500	338,800	371,500
73	239,600	267,200	303,200	339,100	372,100
74	241,000	268,000	303,900	339,500	372,800
75	242,300	269,000	304,700	340,000	373,400
76	243,500	270,000	305,400	340,400	373,800
77	244,700	270,800	306,000	340,700	374,300
78	245,600	271,800	306,700	341,100	374,900
79	246,500	272,900	307,400	341,600	375,400
80	247,300	273,900	308,100	342,000	375,900
81	248,000	274,900	308,600	342,200	376,200
82	248,700	276,000	309,100	342,600	
83	249,500	276,800	309,700	343,100	
84	250,400	277,900	310,300	343,500	
85	251,100	278,700	310,900	343,700	
86	251,900	279,500	311,300	344,100	
87	252,600	280,300	311,800	344,500	
88	253,400	281,100	312,300	344,800	
89	254,000	281,700	312,600	345,100	
90	254,700	282,500	313,100	345,500	

91	255,400	283,300	313,600	345,900	
92	256,000	284,000	314,000	346,300	
93	256,500	284,800	314,200	346,800	
94	256,900	285,500		347,200	
95	257,500	286,300		347,600	
96	258,000	287,100		348,000	
97	258,600	287,700		348,200	